

小型旅客船等の 安全・安心確保推進事業補助金

小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金とは、
小型旅客船等の安全対策に積極的に取り組む者を支援し、
その持続的な事業運営を下支えしつつ、
小型旅客船等の安全・安心な運航を実現することを目的に、
「5つの安全設備」の購入設置費用の一部を支援する補助金制度です。



業務用無線設備

周囲の複数の船舶等との連絡が可能な業務用無線設備(国際VHFなど)の導入を補助します。



非常用位置等発信装置

海難発生時に位置情報を発信するとともに、自船の位置を自動的に連絡することが可能な装置(新型EPIRB、またはAIS)の導入を補助します。



改良型救命いかだ等

船舶から乗り移る時の落水の危険性が軽減された改良型救命いかだ等の導入を補助します。



浸水警報装置・排水設備

浸水を知らせる浸水警報装置(警報盤・検知器)、排水設備(排水ポンプ)の導入を補助します。



ドライブレコーダー

船舶前方と操船者を撮影するドライブレコーダーの導入を補助します。



申請方法

2025年5月15日(木)より受付を開始しています。予算には限りがありますので、お早めの申請をお願いします。

補助金の申請は下記の補助金ホームページ内の申請フォームからオンラインで行います。

詳細については補助金ホームページをご確認ください。

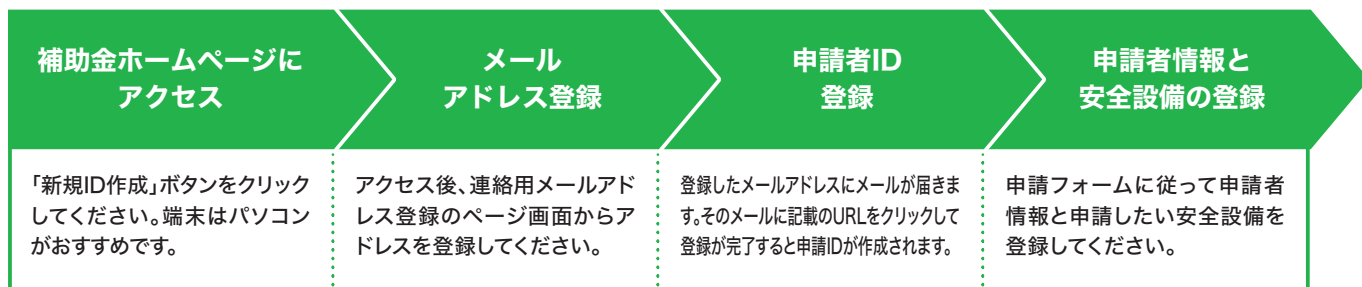
補助金
ホームページURL

<https://marine-shien.jp>

詳しくは
コチラ▶



まずは申請者情報と希望する安全設備の登録を行ってください！



補助対象事業者

本事業の補助対象者は補助対象船舶の所有者となります。

※船舶所有者：船舶検査証書の補助対象者検査証書の所有者欄に記載されている法人又は個人

補助対象になる船舶

- ① 旅客定員13人以上の船舶（遊漁船業の適正化に関する法律第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶を除く）
- ② 旅客定員12人以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶

補助額

設備	船舶種類	補助率	一隻あたりの補助上限額	備考
業務用無線設備	小型船(20トン未満)	2/3	8万円	・小型船舶は購入費の2/3、または上限額の低い金額を支給。
	大型船(20トン以上)	1/2	6万円	・大型船舶は購入費の1/2、または上限額の低い金額を支給。
非常用位置等発信装置	小型船(20トン未満)	2/3	38万円	・小型船舶は購入費の2/3、または上限額の低い金額を支給。
	大型船(20トン以上)	1/2	28.5万円	・大型船舶は購入費の1/2、または上限額の低い金額を支給。
改良型救命いかだ等※	-	2/3	・～16人：73.3万円 ・17～25人：100万円 ・26～50人：142.6万円 ・51～66人：216万円 ・67～75人：242.6万円 ・76～100人：285.3万円 ・101～116人：358.6万円 ・117～125人：385.3万円 等	・購入費の2/3、または上限額の低い金額を支給。 ・上限額は対象船舶の最大とう載人数により決定。上限額は左記の通り。
浸水警報装置・排水設備	-	2/3	1個購入する場合：25万円 2個購入する場合：40万円 3個以上購入する場合：55万円	・購入費・設置費の2/3、または上限額の低い金額を支給。 ・設置費用は購入費以下の範囲で支給。 ・上限額は検知器または排水設備の購入個数(1個、2個、3個以上)で決定。
ドライブレコーダー	-	2/3	10万円	・購入費・設置費の2/3、または上限額の低い金額を支給。 ・設置費用は購入費以下の範囲で支給。

※千円単位以下の金額は切り捨てて記載。船舶の定員に応じて、上限額を設定。126人を超える場合は給付規程をご参照ください。

(注)令和6年4月1日以降に購入した安全設備が対象となります。